⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、平成21年９月２日頃から同24年５月28日頃までの間、393回にわたり、多数の債務者をして、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済に係る元本又は利息の支払として、被告人が管理する他人名義の口座に合計1,284万8,300円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　名　等）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第３３９号
事務所奈良県奈良市中筋町16番地の２　北羅マンション203号のざわ司法書士事務所
申立人　司法書士　農澤　秀高
本籍奈良県奈良市紀寺町766番地、最後の住所奈良県奈良市大宮町４丁目275番地の１森村第３ビル306号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日平成24年８月18日、出生の場所奈良県奈良市、出生年月日昭和３年６月11日、職業無職
被相続人　亡　村田キヌヱ
催告期間満了日　平成25年12月24日
奈良家庭裁判所

平成２５年（家）第８６３号
事務所大阪市中央区北浜３－２―12　北浜永和ビル２階
申立人　弁護士　田村　　明
本籍奈良県大和高田市片塩町302番地、最後の住所奈良県大和高田市片塩町14番18号、死亡の場所奈良県大和高田市、死亡年月日平成24年４月４日、出生の場所奈良県北葛城郡當麻村、出生年月日昭和９年４月22日、職業自営業
被相続人　亡　山下　寧雄
催告期間満了日　平成25年12月９日
奈良家庭裁判所葛城支部

平成２５年（家）第１７１１号
岡山市北区富田町２丁目４番17号　ヒルトップ富田町ビル３階　渡辺勝志法律事務所
申立人　渡邊　勝志
本籍岡山県高梁市上谷町4304番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成24年９月16日、出生の場所岡山県上房郡高梁町、出生年月日昭和27年５月10日、職業無職
被相続人　亡　長船　浩之
催告期間満了日　平成25年12月10日
岡山家庭裁判所

平成２５年（家）第３００３０号
広島県福山市南蔵王町３丁目７番36号
申立人　藤井　康章
本籍広島県福山市北吉津町460番地１、最後の住所広島県福山市南蔵王町160番地45、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成22年６月９日、出生の場所京都府京都市左京区、出生年月日昭和７年２月20日、職業不詳
被相続人　亡　久冨　正道
催告期間満了日　平成25年12月10日
広島家庭裁判所福山支部

平成２５年（家）第３００３３号
広島県福山市春日台21番15号、事務所広島県福山市三吉町１丁目８番45号
申立人　福本　秀治
本籍静岡県富士郡芝川町長貫1046番地の17、最後の住所不明、死亡の場所静岡県賀茂郡河津町、死亡年月日平成２年10月20日、出生の場所広島県世羅郡広定村、出生年月日昭和２年３月18日、職業不明
被相続人　亡　新永　　操
催告期間満了日　平成25年12月10日
広島家庭裁判所福山支部

平成２５年（家）第５３６号
徳島県徳島市中徳島町２丁目63番地
申立人　生長　拓也
本籍徳島県吉野川市鴨島町知恵島1439番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島県吉野川市、死亡年月日平成24年８月18日、出生の場所徳島県麻植郡鴨島町、出生年月日昭和３年１月28日、職業無職
被相続人　亡　笠井　　登
催告期間満了日　平成25年12月10日
徳島家庭裁判所

平成２５年（家）第５３８号
徳島県徳島市中徳島町２丁目63番地
申立人　生長　拓也
本籍徳島県阿波市吉野町柿原字小笠90番地、最後の住所徳島県吉野川市鴨島町鴨島607番地、死亡の場所徳島県吉野川市、死亡年月日平成24年９月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和16年10月４日、職業無職
被相続人　亡　吉本　久夫
催告期間満了日　平成25年12月10日
徳島家庭裁判所

平成２５年（家）第４００９号
福岡県直方市新町２―１―24直方中央法律事務所
申立人　山本　健太
本籍福岡県田川市平松町1797番地15、最後の住所福岡県田川市番田町９番24号、死亡の場所福岡県田川郡川崎町、死亡年月日平成22年５月31日、出生の場所福岡県田川郡後藤寺町、出生年月日昭和10年２月26日、職業無職
被相続人　亡　工藤　東雄
催告期間満了日　平成25年12月13日
福岡家庭裁判所田川支部

平成２５年（家）第７０１９号
沖縄県那覇市久茂地１丁目２―20ＯＴＶ国和プラザ805
申立人　伊東幸太朗
本籍沖縄県那覇市首里儀保町３丁目27番地、最後の住所沖縄県那覇市牧志２丁目９番43号ゲストハウス牧志、死亡の場所沖縄県那覇市、死亡年月日平成21年11月28日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日大正12年８月31日、職業不詳
被相続人　亡　漢那　美代
催告期間満了日　平成25年12月９日
那覇家庭裁判所

平成２５年（家）第７０１９号
福島市宮下町７番16号
申立人　弁護士　渡辺　健寿
本籍福島県伊達郡国見町大字小坂字小坂18番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字泉田字平林７番地の29、死亡の場所福島県伊達郡国見町、死亡年月日推定平成12年11月１日、出生の場所福島県伊達郡小坂村、出生年月日昭和26年１月２日、職業不明
被相続人　亡　中村　義美
催告期間満了日　平成25年12月16日
福島家庭裁判所